

# 哲學研究

第百二號

第九卷  
第九冊

## 山鹿素行に於ける士道論的思想の發達

加藤 仁平

### 目次

- 一、血統上より見たる士道論者素行子
- 二、兵學の修養(主として六歳より二十一歳まで)
- 三、兵學の教授(主として三十歳前後)
- 四、兵學上の著述(三十五歳を中心として)
- 五、士の道を説く(三十五歳の武教小學を中心として)
- 六、大丈夫の道を説く(四十二—四歳頃の語類を中心として)
- 七、武士道の權化(四十五歳)

山鹿素行に於ける士道論的思想の發達

八、 譚居十年(四十五歳より五十四歳まで)

九、 晩年兵學にかゝる(五十四歳以後)

一〇、 結 語

はしがき

山鹿素行に於ける古學的思想の發達については一年前の本誌に於てその概略、特に實質的方面よりも形式的方面を主として掲げておいた。本稿に於ては同じ取扱ひ方の下に、その士道論的思想の發達を纏めようと思ふ。士道といふのは武士の社會を前提として古學的色彩を帶んだ素行の所謂聖學を實行する時に起るべき論理的必要の發展である。従つて兵學者たる素行にあつては兵學と密接不離の關係を有つてゐる。併し彼の兵學には現今陸軍の操典、要務令の内容に類するものと共に、釋迦、孔子、聖德太子皆兵法の達人也との考が加はつてゐる。

平安末期から源平二氏を中心とする主従の間に起つた風習をのみ武士道の本質と定義するならば、素行の士道論は必ずしも武士道ではないであらう。一般には武士道學派の祖として取扱はれてゐるが、素行子自身は士道といふ文字を用ゐて孔孟

の所謂士、大丈夫を理想として士の道、大丈夫の道を説いたのである。武の廢すべからざるを説くに當つても、孔子曰爲國者足食足兵、愚謂文武者左右也、陰陽也、不可偏廢（語類卷三十五）を以て其の出發點としてゐる。

一

素行子祖先の一斑を窺はんには、素行子自筆の家譜を始め、松浦伯爵家樂歲堂文庫所藏の山鹿家譜（半紙八枚の寫本）、外孫津輕耕道軒の山鹿誌（註）、山鹿素行言行録所載の山鹿家系譜及び山鹿古先生由來記等に據るべきである。今、山鹿誌の記事を見れば、

鼻祖藤原某

字藤次、倭藤太秀卿弟也

奉鎮西武將子孫住筑前山鹿故以山鹿爲氏壽永二癸卯年平氏

供奉於安德天皇逃西國山鹿秀遠兵藤次帥兵騎三千奉迎之天皇幸于山鹿城平氏又供

奉於天皇赴四國文治元乙年源義經襲之平氏逃長門國義經帥舟師伐之此時秀遠承

大將軍之命諸將皆屬之秀遠帥兵船五百餘艘大戰于檀浦源氏察大船者可平氏之麾

下急伐之平氏悉潰先帝入水而崩矣秀遠不得已逃去趣勢州平氏之旗在勢州故據之

とある。

而して自筆の家譜によれば、秀遠より貞實（千助）に追ふまで代々の系譜燒失して分

明ならずとの事であるが、貞實以後三代素行の父に至るまでの武功を右の家譜に據つて略記すれば、次の如くである。

貞實 千助 某 千助 貞以 市右衛門 素行子

貞實、——天文十一年十有五歳にして父の讐を報じ人皆其の勇者たるを稱す。其後壯年に及んで瀧川一益左近將監と刎頸の交を爲す。一益嘗て貞實に憑つて御行某を殺す。一益遠砲を以て之を偵ふ。貞實經ちに短兵を交へて之を斬り其の首を獲、一益大に喜び其の勇を稱歎す。鈴木某半右衛門嘗て貞實に憑て豊崎某内膳正勢州豊島城主を殺す。瀧川鈴木人皆武を以て之を推稱す。而して二氏貞實に依頼するの故に伊陽最も貞實が其の倫に勇絶なるを知る。其の名を聞けば孩兒も亦泣きを止む。

某、——關一政に仕ふ。慶長四年木曾棧梯の修繕を監し暴水の爲めに没す。

貞以、——父歿する時十有五歳關一政父の祿を興ふ。伯州に至つて同輩を擊殺し

奥の會津に走り町野幸仍に依る。(右近蒲生秀行の老臣にして後の祖心尼の夫尼は後年三代將軍家光に寵遇せられ素行子を家光に推薦せんと盡力した人である。殆ど成就せんとした頃突如として將軍の薨去に遭遇した。)幸仍將に貞以をして

秀行に仕へしめんとす、間もなく秀行逝去し、忠卿(下野守)嗣で立つ。幸仍猶豫して果さず。隆春尤も深し、幸仍卒して幸和(長門守)幸仍の嫡子(懇遇して事々之を諮問す云々。

後年素行子が父六右衛門即ち修玄菴貞以の墓誌を勸するに、「一生謹厚而不食言勤武業不怠、誨子孫不倦、能接賓客、能恤孤獨、臨終更不違平生之威儀」と記せるを見てもその凡庸にあらざりしを知るべく、素行子の大才は確に祖先の血に萌し、賢父母の庭に培はれて逸早く發揮せられたのであらう。そして特に武人の血を承けて武士に養はれ、武家全盛の天下に武學を以て身を立てたのは素行子の學說をして士道論的色彩を濃厚ならしむる最初の階段であつたに相違ない。

註 素行子歿後二十四年五月の著。

—

山鹿誌第五頁によれば、「自六歲讀書不終月既諳三略」とあり、同書の有力なる原據となつた、素行五十三歳の著配所殘筆によれば、「漸八歳の頃迄に四書五經七書詩文の書大方よみ覺候」とあり、又「我等幼弱より武藝軍法稽古不怠候」とあつて既に十五歳

の時に尾畑勘兵衛北條安房守(其の頃は新藏)に逢つて兵學を稽古し隨分修行したものと見える。但し日記寛永七庚午年九歳の條には「此時既讀四書五經及山谷等書とのみあつて七書の名は見えず、而もその前年には日記は無い。又寛永十三年十五歳の條にも兵書に關しては何も見えて居ない」)

かくて「廿歳より内にて門弟中には我等大方上座仕候て、則北條安房守殿筆者にて、尾畑勘兵衛殿印免之狀給之候」といふ成績を示し更に「於文而感其能勤、於武而歎其能修、噫有文章者必有武備、古人云我亦云」(註)といふ「勘兵衛殿直に御好みの稱讚の辭を末句とせる、「門弟中一人も無之候印可の副狀と申すを二十一歳の時授けらるゝに至つた。

註 日記寛永十九壬午年(二十一歳)の條に「今年九月小幡景定、勘兵衛、賜予兵法之印可」としてその全文を掲げてゐるが右に引用した個所に於ても配所殘筆の分よりは長い。

兵法傳統錄(註)の見返しに「道統、北條安房守自筆に有之、高基所持」と題して次の略系を載せてゐるが、山鹿派兵學の傳統を見るべき有力なる史料の一である。

近江矢島ニテ授之

甲州鹽山ニテ授之

廣江州佐和山ニテ授之

鈴木日向守——山本勘助——廣瀬郷左衛門——尾畑勘兵衛——北條安房守——  
山鹿甚五左衛門——息藤助高基——以上。

武事提要(註二)には「流儀之傳來」と題して、「鈴木日向重辰、山本勘介晴幸、早川彌三左衛門幸豊、尾畑勘兵衛景憲、北條安房守氏長、山鹿甚五左衛門高祐」を列挙し、「如此段々傳受之來也」といつて廣瀬に代ふるに早川を以てしてゐる。

註一、松浦家所藏、水戸の稻葉源太夫書寫本、源太夫は素行の嫡出子高基の門人。

二、素行の長女の婿、津輕將監高恒が、寶永六年筆錄せるもの、一卷、

然らば是等の傳統者は如何なる人物であつたか。思ふに後年(三十五歳の著書たる武教全書の自序に見えたる

山本道鬼者中興之鳴干兵之士也尾畑景憲因茲傳末書及結要本且述三品等之書北條氏長亦傳此而著雌雄鑑及用法兵之道於于茲庶乎其不差乎矣

とあるは最も要を得たものであらう。鈴木重辰は武事提要に「今川義元の家臣、三州寺部之城主也」とある外詳細はわからない。山本勘助は三河國八名郡加茂村に生れ、同國寶飯郡牛久保町に住み、今も生地の子孫を傳へ、住地に墓石を残してゐる人で素行子は徹頭徹尾英雄として之を考へてゐたものと思はれる。山鹿流の兵學者吉田松陰の如きも、恐多くも洞春公は嚴島にては窃に山本勘助に會面し給ひ……等の傳説を承及べり(註一)といつてをり、同じく松陰が嘉永三年庚戌年九月二十二日平戸の

山鹿殿泉に入門するに際して提出した起請文前書之事の第一條にも

一、山本勘介流兵學並城築繩張一切御相傳之趣、他見他言仕聞敷候事

と見えてゐる。(註二) 武事提要には稍々精しく

晴幸入道して號道鬼、其先三州牛窪に住なり、又は山本土佐と號して二千貫を領すと、古老傳之也、重辰より兵學傳來して専ら教を立るなり、自是勘介流世に流布す。

其名駿遠三に勃興して後甲陽の武田信玄に被召出之、天文十二癸卯正月也、初百貫の約束にて、目見の日一倍の立身、二百貫被下之、其後足輕五十人預之爲弓矢の師範、段々加増有之、戸石合戰以後天文十五丙午七月廿一日八百貫被下之、又足輕を被指加、都合七十五人預之於武田家號五人之足輕大將、

とある。

而して同書の「武教之間答」には、「當流は山本勘介流と可稱也、俗に甲州流といふ武田流と云はあやまりか、又別なるや」との或問に對して、

當流は勘介流也、信玄へ傳受いたさしむるを信玄其教を專とし其功ありしゆへ、信玄の名高きを以て、武田流と世にとなゆる也、其國は甲州なるゆへ甲州流とも云也、本甲州に其教あるにはあらず、信玄より教出たるにあらず、勘介より出たる教なれ



ば外の名言べきにあらざる也。  
と答へてゐる。

果して然りとすれば勘介流の兵學を基礎として發生し來つた素行派の士道論は其の源を三河特に東部三河に發するといはざるを得ないであらう。大久保彦左衛門が晩年の名著三河物語に現はれたる忠誠天人を貫通すべき三河武士道が徳川氏を中心として西部三河に興隆しつゝあつた間に東部三河の相隣接する寒村より起つて一は甲陽の名主信玄の軍師となつて後世武士道學派の祖を起たしめ、一は長篠合戦の勇士鳥居強右衛門となつて甲陽の武士を震撼せしめたのであつた。併し別に著しい異説をなす者もある。例へば國史讀本の著者の如きは、其の卷中四〇九頁に述べて曰ふ。

世俗には甲陽軍鑑は高坂彈正の撰と云へども實は山本勘介勘介は軍鑑には武田晴信の軍師とあれども實は山縣昌景の一部卒のの子關山派の僧某、此書を創め、尾畑勘兵衛の門客等之を雜成し甲越の軍を叙するに假りて軍法を寓せしものなれば云々。

と。その何れを正しとすべきかはこれを後日の考證に譲る。小幡勘兵衛は、兵法傳統録に依れば、

昌盛の次男、兄昌忠共に家康に仕へ、御旗奉行となる。慶長四年昌忠病死す、行年三十六、景憲次で秀忠、家光に歴仕す。

一書に曰く、甲州没落の時十一歳、後に甲陽軍鑑末書結要本龍之卷虎之卷豹之卷を著し世に傳ふ、後世小幡流と稱す。

とあるが更に詳細は景憲記一卷(註三)に據るべきである。

北條氏長については兵法傳統錄に

初め新藏と稱し大目附を勤む。雌鑑雄鑑及び用法の書を著し、家光公に師範たり、世に北條流と稱す、天草陣の時命を蒙て出陣す。

と見えてゐる。其の他素行子の諸著及び鍋島藩の葉隠に少からず現はれてをり、所謂北條流の祖であるが、才徳を以て素行子に比すれば及ばないところがあつたと見えて山鹿誌には「北條氏者遙先先生而雖魁出尾畑氏之門以才徳對先生則猶階而不可升是故到如此之大義 (註四) 必尙謀事於先生」と評してゐる。

註 一、松陰遺著、第五、回顧附錄四七頁。

二、貞享元年甲子八月二十三日淺野内匠頭長短と淺野大學長好さが素行及び息藤助へ入門する時の誓書前書之事には「一山本勘助之兵法并城築一切之武功他見他言仕間鋪事」と見えてゐる。

三、大阪府圖書館の藏本には「寛文十九壬午年九月」と記し、更に「安永三甲午年六月二十六日、片岡長侯寫之」とある。

四、家光の台命によつて木圖を作ることを指す。

かく鍛へ上げた兵學を以てやがて諸侯諸士に教授することゝなつた。山鹿語類の序に或は

中以兵書鳴于世……先生之名聲充于世間、紀伊源君亞相卿及菅羽林各以秩祿招之、

前越州牧久松源定綱者拔群之人傑也、遇先生每談論、前席卒爲師資之禮、或往教或來學、其禮

容尤重矣。

といひ、或は

月于文于武、遊先生之門、列侯諸士稍盛也、壬辰三十一歲、而執贊仕淺野氏源長直、主以先

生爲不召之臣、恩遇甚渥、常設席講習討論。

といふもの即ちこれである。

當時の兵學教授に關する史料を彼の日記に求むれば

正保四丁亥年(二十六歲)五月至久世廣之大和守亭、今月松平定綱越中守招予問兵法。

慶安三年(二十九歲)八月晦日至淺野長直内匠頭亭、因州長治來會、長直内記欲學兵

法爲誓書。

慶安四年(三十歲)十一月十四日、尾畑景憲勘兵衛尉來臨、問太宗問對舉庸將不知節之語云、神君唯知節而已。

承應元年(三十一歲)二月二十七日、與大星目錄於天野某天野六右衛門嫡子甚左衛門三月十五日到岩城氏講孫武子、極月八日午刻至淺野長直主爲君臣之禮云々。

同二年(三十二歲)十月十五日、太守繩張二郭虎口招僕談之、太守自臨其他群臣列供：  
…僕取間繩改直之。

なごゝ見えてゐる。兵學教授は生涯の事であり、殊に晩年は兵にかくれたごさへいはれてゐる。

兎に角當時如何に盛であつたかは後のもの(正徳甲午秋八月版、葛城林信如序)ではあるが、武藝小傳卷之一、兵法の部山鹿甚五左衛門義矩の條に「自古不有從遊如此之多者」とあるのでも察し得られるであらう。又慶安四年(三十歲)林鐘(即ち六月)中旬東常秀の所望に依つて染筆したといふ式目家訓は松浦伯爵著素行子山鹿甚五左衛門(p.328—344)にその全文が掲げられて居るが、素行子士道論の系統の上から見て面白いものではないかと思はれる。その書き方に特色があつて一箇條の教訓毎に必ず一箇乃至二箇の古語を掲げてゐる。後年の主著たる山鹿語類中の「士道」に於ても、

一文の中に大抵は數條の古語を含んでゐる。そしてかゝる書き方は信玄家法にも現はれてゐる。甲陽の兵法を繼承し發展させた素行がその武士訓に於ても同じく甲陽の流を汲んだことは當然であらうが、兵法の系統が、その儘武士訓の系統をも示すことは注意せねばならぬ。

四

修業より教授となり、教授より更に著述となつた。寛文十三年素行子五十三歳の著書たる孫子語諺の自序に曰く

予十八九歳編孫子諺解、其言辭引證、宏泛而所其統、未滿吾志、歷十余年、而丙申秋、多述作兵書之次、爲孫子句讀略々似象、其大較、翌丁酉災、諺解及句讀爲烏有、無副本、唯存始計句讀一篇、今歲春、緡孫子、草始計一篇之口義、義言在側、忽脫藁、且請終篇、故篇篇累日而既成之、云々。

と。丙丁は明暦二年にして素行子三十五歳の時であり、義言は道を尊ぶこと篤く、僅に十歳にして師に従つて共に謫居したる愛弟子磯谷十介磯信の事である。

山鹿語類の門人の序にも

壬午年二十一歲述兵法雄備集五十卷、杏庵正意爲序冠……此間有武教要錄兵法或問等之書……丙申手鏡要錄及武教本論成、兵法始終全故武教小學並全書行于世、丁酉江都大災先生卜居於高田山下、暇日三等錄成矣

と見えてゐる。日記明曆二丙申年三月の條にて「武教要錄成」とあるにも拘らず、右門人の序に丙申の年の條にあげずして、此間有武要錄云々とあるのは、門人の誤であらう。さもあれ、後世永く兵學の經典とせられた武教小學並に武教全書もかくの如くして成つたものである。

武教要錄、日記明曆二年三月の條には武教要錄と共に治教要錄、修教要錄の二大名著が完成されてゐる。丙申秋八月附の武教要錄序文によれば、「始于兵本及兵法終于兵戰るもので、古今兵法無慮數十百家、世々尊んで經と爲す所のものは所謂七書であるけれども、「當時兵家者流之士、皆以俗字記臆說、棄武經、以權詐、或假名、或僞書、殆惑高貴、誣權謀矣」といふ有様である。然るに「素行先生兵學之說」は、「近取日用之事、遠論戰法之謀」したるものであるから、後世兵を學ぶの徒が、「經文緯武而潛心於此、教戒遺書者、爲帝王之師乎」といふのである。樂歲堂文庫には今尙武教要錄素行子自筆本三卷を藏してゐるが（註）卷頭先づ右の如き序文を載せ、素行子の別號の一とも見るべ

き江陰無名子の名を署してゐる。彼が自ら素行先生として第三人稱を用ゐたのは無名子を名乗つたからでもあらうが、その別號も亦右の如き先輩に對する罵倒に加ふるに「爲帝王之師乎」と豪語したに憚つたのであらうかと想像される。而して右の序文には丙申秋八月と見えてゐるから約半年後に書かれたものと見える。

註 素行子の文庫惟揚庫書籍目錄の跋文によれば、その直系の山鹿高道氏が明治三十二年九月松浦家の樂歲堂文庫に預けたものである。

武教本論、本書の自叙に於ても、「古今談武百余家、其書其辭、或涉博文、或過省略、專論鬪戰、詐術而去神武甚遠」と先輩を罵倒し、武教の忽せにすべからざるを論じては、「本朝國家之治平、近出武門、其爲武並兼文教、故武自有一家之說、噫武之爲教可忽乎」といひ、更に武教の本を説いて「夫武者勇之處、因、人未嘗無勇、不從教而學、則于猛干亂、其害是多、干教干學、不論本、則勞而無功」と述べ、本文を上中下三卷に別つて左記の如き目を立てゝゐる。

上、大原(人原、道原、事原)

中、主要(君職以下省略)

下、戰略(武教以下省略)

以て單に戰術のみを教ふる一般兵書と全然趣きを異にせるを見ることが出来るであらう。(この書の序文には丙申秋九月日、「山鹿素行軒と署してゐる。')後のものはあるが、明良洪範卷十一、(國書刊行會本)(の一五二頁)に

山鹿某と云ふ士は軍學諸流を兼學して一統(原文のまゝ)を起し武を講ずる所經學より論を立て孫子吳子三略の旨を今日の和法に用ゐる古への軍學者などの及ぶ所に非ず。

と評してゐるのは實にその真相を穿てるものであらうと思ふ。

## 五

日記万治元年九月の條に武教全書清書成とある。士道論として最も大切なる武教小學は該書の卷頭に合せて刊行されてゐる。

武教小學の序に曰ふ。「山鹿先生武教之垂戒其教甚明也、於先生之門欲學士之道者必以此教爲戒」「士食君之祿爲民之長而其形其行其知不正則天之賊民也、尤可汗辱之至也」と。本書は武士の日常守り行ふべき道德を教ふるもので、凡そ男子たるものゝ平生心得居るべきことを説示するや頗る懇切を極めて居る。全篇凡そ十章、夙起夜寢



より子孫教戒に至る。吉田松陰の武教講録は武教全書の講義といふことになつてゐるが、其の實は右十章を主とし、之に武教全書の序段を加へたものゝ講義である。素行の微旨を最もよく發揮したもので、縦横論談眞に痛快なるものがある。小學を味ふ爲めのみならず、素行學派としての松陰を研究するに當つても極めて重要な資料である。文武兩道の論は従前の著述に少からず現はれ來つたのであるが今は純然たる教戒書となり、武士訓となり、所謂「士之道」を説いて殆ど餘すところが無い。此の點に於て余程の進歩を示したものと云ふべきであらう。武教講録に本書の序文を解して、

此序ノ大主意ヲ能々呑込給へ、是ニテ士道モ國體モ其梗概ヲ得ベシ、先ヅ士道ト云ハ無禮無法粗暴狂悖ノ偏武ニテ濟マズ、記誦詞章浮華文柔ノ偏文ニテモ濟マズ眞武眞文ヲ學ビ身ヲ修、心ヲ正フシテ國ヲ治メ天下ヲ平ニスルコト是士道也。

と説き、更に

其士道國體ハ甚切要ノ事ナレバ幼年ノ時ヨリ心掛サセ工夫サスヘキコト是小學ノ本意ニテ詰リ志士仁人ト成ル様ニトノ教誡ナリ、是此序ノ大意即チ此書ノ大意也。

と結んでゐる。配所殘筆を熟讀して感歎し(註)それによつて中朝事實編述の趣意を知つて居り眼を以て、武教小學を讀んだから當代の素行子國體論を以て極めて重要なものだと認め、本書を以て素行の士道を盡して居ると考へたものらしいが、吾人は本書の偉大なる價値を認むると共に今後益々發展して「士」より進んで「大丈夫」に至つたことを看過してはならない。

註 武教講錄開講趣意に曰く「先日諸君ト先師ノ配所殘筆ヲ命讀シタルトキ口舌ノ焦爛スル丈繰返シ卷返シ説綴ケタルコトナレバ云々」也。

今武教小學、士道等に於て理想的の人格觀念として用ゐられたる士及び大丈夫の概算を示せば次の如くである。

著述の年	書名	士	大丈夫
三五	武教小學 <small>(有明堂文庫本で十七頁)</small>	三六	一 <small>(註を加へて二)</small>
四四	士道の「立本」 <small>(有明堂文庫本で六頁半強)</small>	二二	三 <small>(殆ど一ヶ所)</small>
同	同の「明心術」 <small>(同三十二頁)</small>	六	五四 <small>(外に丈夫一、賤丈夫二)</small>
同	同の殘部 <small>(同百二十三頁)</small>	二三	三六 <small>(外に君子大丈夫二〇、眞の大丈夫一)</small>
四七	謫居童問	五	一 <small>(外に丈夫二)</small>
四八	中朝事實		二

以上の統計は決して精確なものではないが大略はこれに依つて推測し得らるゝであらう。謫居童問、中朝事實は士道や大丈夫道を説いたものではないから、さまで問題とするには足らない。士道の「立本」に士の多いのは士道篇の序論であるからで、士道の残りの部分に、士の稍々多いのは、士の道を説いた武教小學の大部分をこの中に包含してゐる爲めである。武教小學に於て士三十六に對する大丈夫一であつたものが、士道全篇に於ては士五十一に對する大丈夫九十三となり君子大丈夫、眞の大丈夫、夫丈夫を合算すれば百〇五の多きに上る。特に士道篇中最も光彩陸離たる、明心術に於ては士六に對する大丈夫五十四の比を示してゐる。數の多少必ずしもその精神をさながらに示すものではないが、三十五歳に於て主として士の道を説いてゐたものが四十四歳に至つては一步を進めて、士の道に志して其志す所をたしかに行ひつとめたる「大丈夫を主なる理想とするに至つたものであることが察せられるであらう。而してこの大丈夫の理想は直ちに女婿高恒に繼承されて、

士も亦大丈夫に至べきを樂ども大願とも言ふなり、大丈夫と云處爲士の大本にて寛仁大度の器也と爰に心を付て小事細業にかゝわらず衆を入、大を持、天下の大用をつとむるとも厭倦することなく、如何なる難儀大節の事たりとも勤かねまじき

を云なり。(武事提要、武教之間答)

といひ、「大丈夫の器を可考ために」〔天空任鳥飛海闊委魚躍大丈夫不可有無此度量〕といふ素行子愛吟の古語〔註〕を引用してゐるが如き其の密接なる影響を明白に物語るものである。

註 有明堂文庫本の頭註に曰く「此句古今詩話に見ゆ」と。

武教全書、「古今兵法盡於七經而七經盡於孫子」といふ梅國禎の語を引いて後序を書いて居るから、こゝでも孫子を祖述したことが察せられる。而して兵法の理を「出伏義氏之一畫」とし、其の用を「起軒轅氏之制法」と述べ、世能く兵法を以て戦用の術と爲すことを知つて居るが、本源を以て日新の用と爲すを知らず、其の授くる者詐謀を貴ぶを以て其の受くる者實學無しと論じ更に「崇文者輕武、專武者輕文、夫文武者不容有所偏廢、唯因其人之量而有先後而已、於文而示武、教武而以文、是王者之所師也、」を以て武教の全きところとしてゐる。

而して本書は後世兵法家に依つて最も愛讀され研究されたる山鹿流兵法の經典にして、天保十五年素行子六世の孫、山鹿高補は、之を印刻して、其の題言に、「弟子相競傳寫、皆就此書研究武備、以至今日殆二百年」と述べてをり、儒學に該通し武術に精練で

あつたといふ。常陸の須賀井正秀は天保五年武道便蒙録五卷を著はして素行の兵學及び士道論を採り、特に本書を引用してゐる。又吉田松陰の如きは十一歳之を藩主忠正公の親試に講じてより、講述研鑽常に怠らなかつた。二十歳には讀武教全書二篇をものし二十一歳には九州に遊歴して平戸人の武教全書を讀むは扱も精密なるものに御座候(註一)と歎じ、二十二歳には江戸に遊學して武教全書中にも其情境茫然として得心行き不申候事も有之候得共誰に問ても能通し不申候とて兵學は大事業にて經學の比に非ずといひ、方寸錯亂如何そやと歎息してゐる(註二)其の後も或は武教全書は何分縦横自在に解申候といふ山鹿素水の門に入り、或は肥後の宮部鼎藏と會して毛利藩の武教全書讀方粗漏を痛感する等、松陰先生遺著合して二卷中武教全書の文字を發見すること幾十ヶ所たるかを知らない。かうした經典の卷頭に上述の如き武教小學の掲げられてゐることは、現行陸軍の各操典の卷頭を飾るに綱領の數頁を以てするに比して遙に有意義なものであつたに相違ない。當時の日記にあらはれたる主なる士道論關係の資料は大略

寛文元年(四十歳)八月三十日、讀孔明後出師表八月九日、到土屋氏但州亭講孫子虛實軍形

寛文二年(四十一歳)壬寅年五月十五日、覽武經總要後集六月二十七日、讀難太平記、昨

日淺野長治主所借與。

寛文三、四十二歲正月十七日、松浦太守本多對州來會覽軍船木形、二十八日、讀明清圖記、七月六日、讀續武經綱要。

註 一、二、家兄に贈る書牘。

の如きものである。

(未完)